

令和8年度長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業業務委託仕様書（案）

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「令和8年度長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

2 趣旨

各圏域に発達障がいサポート・マネージャーを配置することにより、発達障がい者及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、地域における乳幼児期から成人期までの一貫した支援の連携体制を構築することを目的とする。

3 定義

「発達障がいサポート・マネージャー」とは、全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、各圏域の実情に応じ、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う者で、県から発達障がいサポート・マネージャーとしての認定を受けた者を言う。

4 関係法令等

本事業の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) 長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業実施要綱
- (4) 長野県発達障がいサポート・マネージャーガイドブック
- (5) その他関係法令及び通達

5 委託期間

委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 遵守事項

(1) 個人情報の保護

受託者が事業を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）、長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県規則第19号）の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の保護に努めなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、事業上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託事業期間終了後も同様とする。

7 疑義

- (1) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (2) その他の変更や仕様書に記載なき事項等で疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。

第2章 業務内容

8 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務遂行上必要となる、旅費、資料代、印刷費、謝金、電話代などの役務費、使用料等一切の経費は、委託料に含むものとする。

(1) 発達障がいサポート・マネージャーの配置

受託者は、委託期間を通して、発達障がいサポート・マネージャーを配置すること。

なお、発達障がいサポート・マネージャーは、県が認めた者に限り、委託料の範囲において複数配置することができる。

ただし、複数配置する場合は、主となる者を明らかにすること。

(2) 発達障がいサポート・マネージャーの活動

受託者は、発達障がいサポート・マネージャーを以下の活動に従事させること。

① 支援者への直接的な支援

発達障がいサポート・マネージャーは、以下の者からの相談や協力依頼に対し、総合的な助言や必要な支援への橋渡し等の活動を行うこと。また、必要に応じて、発達障がい者に直接関わっている支援者と円滑に連携、協力すること。

ア 行政機関の従事者（保健師、保育士、その他行政機関に勤務する者）

イ 教育機関の従事者（教師等）

ウ 医療機関の従事者（医師、医療ソーシャルワーカー等）

エ 児童福祉、障がい福祉、就労支援等の支援機関の従事者

オ その他、発達障がい者支援に関わっている者

なお、発達障がいサポート・マネージャーは、発達障がい者及びその家族から直接相談を受けた場合、まず身近な相談機関に相談するよう助言すること。

② 支援者への間接的な支援

発達障がいサポート・マネージャーは、関係機関及び各分野の専門家等と連携を図り、圏域での支援体制づくりを推進すること。

③ 連絡会議への出席

発達障がいサポート・マネージャーは、情報交換や喫緊の課題についての協議・検討等を行うため、県が招集する連絡会議に出席すること。

④ 長野県発達障がい者支援対策協議会への出席

発達障がいサポート・マネージャーは、発達障がい児者の一貫した支援のあり方を協議するため、「長野県発達障がい者支援対策協議会」に出席すること。

⑤ フォローアップ研修等の受講

発達障がいサポート・マネージャーは、知識及び技術の向上のため、県が主催するフォローアップ研修等を受講すること。

⑥ 長野県発達障がい情報・支援センターとの連携

発達障がいサポート・マネージャーは、地域支援の充実を図るため、長野県発達障がい情報・支援センターと連携すること。

なお、そのために、長野県発達障がい情報・支援センターにおいて月1回程度業務に従事することがある。

(3) 発達障がいサポート・マネージャーの活動報告

受託者は、発達障がいサポート・マネージャーの年間活動実績を取りまとめ、県に報告すること。